

# お知らせ

## 卓越した学生に対する授業料免除

平成 30 年度に続き、平成 31 年度も文部科学省から、「卓越した学生に対する授業料免除」の予算措置があり、大学全体で 12 名分の年間授業料免除が可能となりました。

平成 31 年度「卓越した学生に対する授業料免除」については、学生委員会及び大学院連合学校教育学研究所委員会での実施することを決定しましたのでお知らせします。

### <対 象>

平成 31 年度春学期の授業料免除申請をした、平成 31 年度大学院教育学研究科 2 年生と大学院連合学校教育学研究所 3 年生で、授業料免除の家計基準を満たしている者

\*なお、授業料免除の家計基準については、本学ホームページにモデルケースを例示していますが、家庭ごとの状況によってはモデルケース以上の収入があっても免除されることがありますので、授業料免除を希望される方は、自己判断せず申請することをお勧めします。

### <選 考>

平成 31 年度春学期の授業料免除申請者で家計基準を満たす者について、平成 31 年度大学院教育学研究科 2 年生の申請者から成績上位者のうち **9 名**を、大学院連合学校教育学研究所 3 年生の申請者から成績上位者のうち **3 名**を「卓越した学生」として、学生委員会及び大学院連合学校教育学研究所委員会で選考します。

### <免除額>

平成 31 年度の年間の授業料（535,800 円）

### <備 考>

「卓越した学生に対する授業料免除」に選考された者は、年間の授業料が全額免除となるため、平成 31 年度秋学期の授業料免除に限り、申請は不要になります。

なお、この「卓越した学生に対する免除」が平成 32 年度（2020 年度）以降も実施できるかは未定です。免除に関する情報は、掲示板や学芸ポータルなどでお知らせしますので、適宜確認するようにしてください。

平成 31 年 2 月 26 日  
学生課 学生生活係